

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年7月31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府大阪府中央区城見2丁目1番5号 オブテージビル		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社オブテージ 代表取締役社長 名部 正彦			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	326 台	14 台	13 台	327 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	台	台	台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	64	キログラム	44	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム		キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	各事業所へ設置の第一種特定製品にあたる空調機および使用冷媒情報は、設備管理システムに登録し適宜更新するなど、適切に管理している。 第一種特定製品にあたる空調機の点検実施、点検記録の保存等をマニュアルで規定し適切に行っている。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時は、第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの処理を依頼する、行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受領して確認し保存する運用としている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	点検マニュアルを社内ポータルサイトへ掲載して関係者が共覧できる状態とし適切に点検がなされるべく啓発としている。			
	廃棄時	廃棄時は充填回収業者から引取証明書を受領し、冷媒用代替フロンが適切に回収されたことを確認している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品となる空調機の更新の際は、現状で地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品を選択し導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。